

平成27年度特別研究会4（訴訟運営における犯罪被害者への配慮の在り方等）

日 程 表

月	日	曜	実 施 内 容					
7	10	金	9:50	10:00	14:00	14:20	16:30	
			開始 あいさつ	共同研究① 「被害者参加制度等に関する訴訟運営上の問題等について」 東京地裁部総括判事 稗田雅洋 大阪地裁部総括判事 村越一浩 刑事局第一課長（情報提供）香川徹也		共同研究② 「被害者匿名事案について」 東京地裁部総括判事 稗田雅洋 大阪地裁部総括判事 村越一浩 刑事局第一課長（情報提供）香川徹也	終了	

平成27年度特別研究会4（訴訟運営における犯罪被害者への配慮の在り方等）

参加者名簿

高裁管内	本 務 庁	氏 名	備 考
東京	東京地裁	安 東	章
		鈴 木	行
	横浜地裁	足 立	勉
		大 森	直 子
	さいたま地裁	古 玉	正 紀
	さいたま家裁越谷支	梶	直 穂
	千葉地裁	家 令	和 典
	千葉地裁八日市場支	建 石	直 子
	水戸地裁土浦支	中 尾	佳 久
	宇都宮地裁	片 岡	理 知
	静岡地裁浜松支	倉 知	泰 久
	甲府地裁	鳥 田	真 人
	新潟家裁長岡支	高 橋	幸 大
大阪	大阪地裁	西 野	吾 一
	京都地裁	御 山	真 理 子
	神戸地裁	畑 口	泰 成
	奈良地裁	宇 田	美 穂
	大津地裁	赤 坂	宏 一
	和歌山地裁	河 畑	一 勇
	名古屋	名古屋地裁半田支	戸 崎
	津地裁伊勢支	谷 藤	一 弥
	岐阜地裁	山 下	博 司
	福井家裁	熊 谷	大 輔
広島	広島地裁	岡 崎	忠 之
	松江家裁	園 部	伸 之
福岡	福岡地裁	井 野	憲 司
	熊本地裁	石 川	慧 子
	那覇地裁	赤 松	亨 太
仙台	仙台地裁	河 村	俊 哉
	盛岡地裁	岡 田	健 彦
	青森地裁	榊 原	敬 策
札幌	札幌地裁	大 久 保	俊 生
	函館地裁	佐 藤	卓 智
高松	徳島地裁	荒 井	智 也
	松山地裁大洲支	安 達	拓

合計 35 人

平成27年度特別研究会4
(訴訟運営における犯罪被害者への配慮の在り方等)

共同研究

「被害者参加制度等に関する訴訟運営上の問題等について」

結果概要

平成27年10月

司法研修所

司法研修所では、平成27年度特別研究会4（訴訟運営における犯罪被害者への配慮の在り方等）を平成27年7月10日に実施した。

本資料は、同日に行われた共同研究「被害者参加制度等に関する訴訟運営上の問題等について」における内容を取りまとめたものである。

第1 平成19年改正刑事訴訟法等に関する意見交換会で出された訴訟運営上の問題について

※ 議論の概要については「平成19年改正刑事訴訟法に関する意見交換会」における議論の概要」（法務省ウェブサイト（http://www.moj.go.jp/keiji1/keiji12_00068.html）参照。
なお、各項目記載の括弧内の頁数は、同概要の関連頁を指す。

1 被害者による心情等の意見陳述の方法（8頁）

(1) 被害者本人作成の書面を参加弁護士や検察官に朗読させる方法について

○ 公益の代表者である検察官が被害者の代理人であるような体裁になってしまうのではないかとの問題意識も示されたが、意見交換会で運用として紹介されたとおり、条文上は裁判長が朗読することとされているものの、裁判長の裁量により参加弁護士や検察官に代読させることができるという考え方について、特段の異論はなかった。

(2) 意見陳述時の補助資料（写真・図面）の展示、添付

○ 証拠調べ請求がなされた場合には、判断者に与える影響等の問題意識も踏まえ、場合によっては採用されないこともあり得るところ、補助資料ということで証拠調べを経ないで写真等を用いることを認めることについては慎重に考えるべきとの意見で概ね一致した。

○ そのような事態を防ぐため、例えば、公判前整理手続を行う事案については、予め意見陳述時における補助資料の利用についても当事者に確認しておくべきである、意見陳述の内容は直前に決まることが多いが、その場合でも打合せ等で確認することも考えられる、それらの方法により事前に意向が判明した段階で、検察官から証拠として請求してもらい、必要性を吟味した上で、証拠として必要であれば採用することなどが考えられるとの意見が出された。

2 被害者参加人等の訴訟行為の範囲（12頁，29頁）

(1) 併合事件（住居侵入・強姦，殺人・死体遺棄等，同一被害者の関連事件）の場合における，参加事件以外に関する訴訟行為

- 意見交換会において、住居侵入や死体遺棄は被害者参加の対象事件ではないものの、これらの罪に関する事情は、通常、被害者参加対象事件である強姦や殺人の情状事実となるため、それとの関係で、住居侵入や死体遺棄についても被告人に質問をするなどの訴訟行為を行うことを認めるという運用例が紹介されているところ、この運用について特に異論はなく、実際にこのような場合には柔軟に訴訟行為を認めていることが多いとの実情認識で概ね一致した。

(2) 検察官の冒頭陳述と異なる事実（動機、経緯等）を前提にした訴訟行為

- 冒頭陳述や証明予定事実は訴因そのものではないが、争点を明確化して攻撃防御の対象を限定する役割を果たすことから、それを超えて参加人が訴訟行為を行うことは予定されていないのではないかと、被害者参加人が検察官の冒頭陳述を離れて独自の構図を前提とした被告人質問等を行うのは、検察官の主張立証責任等と矛盾するのではないかなど、参加人が検察官の冒頭陳述と異なる事実を前提にした訴訟行為を行うことに消極的な意見交換会の意見に対し、特段の異論は出されなかった。
- 運用の問題として、実際にどこまでそのような訴訟行為を制限できるかは難しいが、少なくとも、証拠上出ていない事情を前提にした主張や、争点顕在化の手続もないまま検察官と異なる主張をするなどの訴訟行為を認めることは手続上問題であるとの指摘があった。

3 被害者参加人本人による訴訟行為（19頁）

- 参加人と参加弁護士の関係は様々であり、個々の実情を踏まえた適切な訴訟指揮が重要であるという意見交換会で出された考え方に特段の異論は出されなかった。
- 以上を前提に、参加人本人が公判期日で直接発言することが立ち直りの契機になると指摘されていることなどからすれば、参加人本人による訴訟行為について必ずしも消極的になるべきではないが、事案の内容、参加人本人と参加弁護士の関係、複数の被害者参加人の関係等の事情によっては、参加人本

人による訴訟行為を認めることにより法廷で審理が進まなくなるなど訴訟運営上の問題が生じ、場合によっては裁判員等に混乱が生じる可能性もあることなどから、事前にこれらの点について当事者等を通じて十分に情報を得た上、適切に訴訟指揮を行う必要があるとの意見が出された。

4 国選被害者参加弁護士の数選定（20頁）

- 参加人が複数いる場合には参加人ごとに参加弁護士を選定するなど、個別の事案に応じて必要があれば複数選定を行っている、との意見交換会で紹介された運用例について、特段の異論はなかった。
- 被告人側の弁護士が複数であることとのバランスのみを理由に参加弁護士の複数選定を行ったとの事例は紹介されなかった。

5 被害者保護法による記録謄写（30頁）

- 被害者保護法による記録の閲覧謄写請求に対する裁判所の対応については、上訴期間中に被害者保護法による閲覧等の申出がなされた場合、上訴期間中に判決書も含めた閲覧等ができるよう最大限努力しているという意見交換会で紹介された運用例について、特段の異論はなく、今後も引き続き同様の配慮を行う必要があるとの意見で一致した。
- 平成19年に被害者保護法による記録の閲覧謄写の規定が改正され、閲覧等の目的に制限がなくなったことを受け、謄写の際の申出書や確約書等書式についても、その改正趣旨を生かした書式となっているか、裁判官としても常に注意を払う必要があることについて、改めて確認された。

6 その他被害者への配慮一般

(1) 被害者参加人在廷のための配慮（期日調整等）（8頁，21頁）

- 事前に検察官を通じ、又は、打合せの機会等を利用して、参加人及び参加弁護士の予定を確認するなどして、できる限り参加人が在廷できる期日を指定するよう配慮しているという、意見交換会で紹介された運用について、特

段の異論はなかった。

(2) 被害者秘匿事項を誤って法廷で明らかにしないための工夫（34頁）

- 公判前整理手続や事前の打合せ期日等において、秘匿決定がなされていることを改めて当事者とともに確認し、被告人も含め、法廷で秘匿事項を誤って法廷で明らかにしないよう注意を促したり、公判期日の冒頭で、秘匿決定があることを注意喚起したり、被告人に被害者特定事項を明らかにしないよう注意するなどの意見交換会で紹介された工夫例に加え、被害者特定事項の秘匿決定がなされた事案については、記録自体に秘匿決定事案である旨の紙を貼るなどしてその旨明示したり、注意事項を証言台に置いているなどの工夫例が紹介された。
- 併せて、被告人名も秘匿事項の対象となる場合の運用について、審理上の工夫のほか、開廷表等にも工夫をする必要があるとの指摘がなされた。

(3) 遺体写真等の証拠調べ（35頁）

- 遺体写真等の証拠調べについて、意見交換会で紹介された運用に異論はなかった。すなわち、東京地裁においては、その証拠によって証明しようとする事実は何か、その事実が当該事案においてどのような意味を持つのか、立証が必要であるとして、その証拠を立証できる他の証拠はないのか、などを検討して、真に必要な場合にのみ取り調べることとされているところ、他の庁でも、同様の運用をしているとの紹介がなされた。
- これらの点については、公判前整理手続のできるだけ早い段階から、当事者と十分に議論をする必要があるとの指摘があった。

(4) 被害者への証人尋問等の際の配慮（無関係な質問に対する訴訟指揮の在り方等）（36頁）

- 裁判員裁判では、証人尋問の裁判所の補充尋問の前に休廷し、その際に裁判員に対し、事件に無関係なことや過度にプライバシーに関することについて質問を控えるよう伝えるなどの配慮がなされているという、意見交換会で紹介された運用について、特段の異論はなかった。
- 尋問中における適切な訴訟指揮も重要であるとの意見が出された。

(5) 被告人と被害者の動線への配慮（37頁）

- 被告人と被害者の出廷時間を調整してずらしたり，被害者のための待合室を用意したり，被害者側の傍聴席と被告人側の着席位置が遠くなるように配慮をするなどの，意見交換会で紹介された運用について異論はなかった。
- このほか，休廷時間等に被告人と被害者の動線が重ならないよう配慮するなど，できる限り被害者と被告人が庁舎内で出くわさないような配慮をしているとの紹介があった。

(6) 被害者参加人による法廷（バー内）への遺影持込み（37頁）

- 公正・適正な裁判への影響等の観点からすると，傍聴席で2列目以降等の例が多く，バー内に遺影を持ち込んでの参加を認めることは難しいのではないかという，意見交換会で紹介された考え方に特段の異論はなかった。
- これまで，参加人が被告人に見えるような形で机上に遺影を掲示して期日に出席することを認めた例は紹介されなかった。

(7) 優先傍聴に関する被害者の付添人等の取扱い（38頁）

- 被害者の優先傍聴については，被害者側の関係者が相当多数で，一般の傍聴人が座れず裁判の公開原則に反するような事態とならない限り，できる限り民間の支援団体の付添人等も含めるなど，柔軟な対応をしているという，意見交換会で紹介された運用について，特段の異論はなかった。
- 具体的には，傍聴券交付事件か否か等の諸事情も踏まえ，複数の付添が必要な理由等を聴き取った上で判断をしているとの意見があった。
- なお，被害者等本人でなく，その支援者等のみの優先傍聴の希望が出されたことがあるとの実情の紹介があった。これに対しては，被害者本人でなくその代わりに支援者への優先傍聴は，本来法が予定している優先傍聴の範囲ではなく難しいのではないかとの指摘もあった。

第2 被害者参加人等の公判前整理手続傍聴について

現行法上、被害者参加人（「参加人」）や被害者参加弁護士（「参加弁護士」。以下併せて「参加人等」ということがある。）の公判前整理手続期日への「出席」は認められておらず、上記意見交換会において、被害者側から、公判前整理手続に参加人等が出席できることとする法改正等の要望が出されていた。その後、最高検察庁が各検察庁に対し、参加人等が公判前整理手続等の傍聴を特に希望する場合、相当と認められるときは、当該希望の事実を裁判所に伝えるなどの配慮が必要である旨の通知が発出されている。

以上の状況を前提に、まず、現行法下で運用により、参加人等の公判前整理手続の「傍聴」を認めることはできるかとの観点から議論が行われた。

傍聴を認めるのが相当でないとの立場からは、

- 法律自体、参加人が出席できる期日を列挙している以上、それ以外の手続への関与は法の趣旨に沿わない。また、傍聴を認めることによる手続への事実上の影響が否定できないこと、弁護人が萎縮し、訴訟活動が後退してしまうことにより実質的な議論ができなくなることなどの弊害も考えられる。
- 被害者参加制度自体は、公判前整理手続への参加人の出席を予定しておらず、公判前整理手続に関する情報は原則として検察官から得るという制度になっており、傍聴を認めることは、制度の本質と整合しない。
- 公判前整理手続で主張を整理する中で、争いはあるが量刑上影響がない事実について、裁判所からの指摘を受けて検察官としても主張を撤回し、（争点に集中した）適切な審理をできた事案もあった。参加人の傍聴により、検察官のこのような実質的な訴訟活動にも影響があるのではないか。

などとする意見が相次いだ。

もつとも、事前に、庁として検討メンバーを選んで集中的に議論するなどした庁から、

- 事前に庁内で議論したところ、様々な意見が出たものの、公判前整理手続の説明は検察官が行うなどの法の建前、法の趣旨・本質に反しない限度

で、かつ、傍聴による弊害がない場合に限り、裁判長の裁量で認める余地もあるのではないか、その場合の理屈としては、訴訟行為の準備のためというのは難しく、手続を直接見聞きしたいという被害者参加人の心情に配慮するということになるのではないか、との意見が大勢であった。

などとする意見の紹介があった。

1 被害者参加制度の趣旨や本質との関係について

次に、上記の議論のうち後者の見解を前提に、仮に運用で傍聴を認めることができるとした場合の議論として、（１）参加人が、手続の内容や進捗について検察官の説明がなく（不十分であり）訴訟準備ができないとの理由で傍聴を希望する場合、（２）証拠の採否について納得がいかない、直接裁判所に意見を述べたいとの理由で傍聴を希望する場合、（３）参加人が、進捗状況について直接見聞きしたいとの理由で傍聴を希望する場合、（４）審理計画策定にあたり、期日や意見陳述の時間等を打ち合わせたいとの理由で傍聴を希望する場合について、法の趣旨や本質との関係でどのような問題があるかという観点から議論を行ったところ、まず、（１）、（２）及び（４）については、次のような意見が出された。

○ 参加人は独立した訴訟当事者ではなく、公判前整理手続においても参加人の訴訟行為は予定されていない。公判前整理手続に関する説明は、検察官によってなされることが法の建前である。したがって、（１）参加人が、手続の内容や進捗についての検察官の説明がなく（又は不十分であり）、訴訟準備ができないとの理由で傍聴を申し出た場合や、（２）証拠の採否について納得がいかないので直接裁判所に意見を述べたいとの理由で傍聴を申し出た場合にこれを認めることは、法の趣旨に反し相当でない。

○ （４）審理日程策定を理由とする場合については、これまでも、必要に応じて打合せに参加弁護士に同席してもらい、参加弁護士等の予定を確認するという運用が行われており、今後も同様の配慮を行うべきである。もっとも、このような打合せへの同席は、今回議論している参加人の心情への配慮を理由とする傍聴とは位置付けが異なるのではないか。

他方、(3)については、以下のような意見が出された。

- 参加人は一定の訴訟活動を行うことが予定されている者であり、このような立場の者として、主張や証拠の整理が行われる公判前整理手続に関心を持ち、手続を見聞きしたいという希望を持つのは自然であるから、傍聴による弊害がない場合には、進捗状況について直接見聞きしたいという参加人の心情に配慮し、裁判長の裁量により傍聴を認めることができるのではないか。
- 理屈としては消極だが、公判前整理手続が長期化する場合等、参加人の希望は理解できない訳ではない
- 参加人の心情に配慮して傍聴を認めうると考えたとしても、参加人は当事者の提出書面を持っているわけではなく、傍聴してもあまり理解できないのではないか。
- 参加人の傍聴の理由には様々なものが含まれる場合が多く、上記(1)(2)の申出理由との区別は実際には難しいのではないか((3)の理由であれば傍聴を認めるというのであれば、その趣旨に沿った傍聴の方法・形式等を検討する必要がある。)。

2 傍聴を認める場合に考慮すべき事情について

次に、仮に傍聴を認めることによる手続への影響という観点から議論が行われ、次のような意見が出された。

(1) 公判前整理手続の本質的な機能への影響

- 公判前整理手続の本質的な機能は、法曹三者の率直な議論により、主張と証拠を整理することであり、効率的な整理のためには、弁護士から暫定的な主張を出してもらうなどして議論を積み重ねる必要がある。参加人の傍聴により、弁護士が暫定的な主張を行わなくなったり、当事者が率直な意見を述べなくなったりするなどして、実質的な議論が行われなくなると、公判前整理手続の本質を害するから、このような事態は避けるべきである。したがって、主張と証拠の整理が終わり、審理計画策定段階に入るまでは、傍聴を認める

のは相当でなく、どれだけ早くても、当事者の主張等のおおよその方向性が定まる段階までは、傍聴を認めるべきでない。

- 傍聴の許否の判断にあたっては、公判前整理手続での法曹三者の実質的な議論に支障が生じる事態を避けるため、当事者の意見を十分に聞く必要がある。もともと、弁護士によっては、被害者側の立場に遠慮して反対意見を出すことに躊躇したり、そもそも、弁護士自身、公判前整理手続で暫定的な主張を含む実質的な議論を行うことを重視していない場合等もある。したがって、弁護士が具体的に反対意見を述べた場合にその意見を尊重することはあるとしても、弁護士の意見のみによって傍聴の許否を決するべきではなく、公判前整理手続における実質的な議論への影響について、裁判所が十分に検討するべきである。

(2) 参加人が後に証人となる可能性がある場合について

- 手続を傍聴した参加人が後に証人となることが考えられるところ、公判前整理手続で被告人側の主張等に触れることにより、証言内容に影響する可能性は十分に考えられ、そのような事態は避けるべきである。
- 公判期日については、法律上、後に証人になる参加人については出席が制限されていることなどからすれば、公判前整理手続への傍聴を認める場合でも、証言内容に影響することを避けるため、後に証人になる可能性がある参加人については、当事者の主張や証拠の整理の過程に触れることは避けるべきである。
- 事案によっては、主張と証拠の整理が終わるまでに相当の時間がかかるところ、公判前整理手続に強い関心を持っている参加人が、相当長期間にわたり傍聴を認められないことが、参加人の心情への配慮の観点から相当でない場合もある。このような場合、主張と証拠の整理の途中段階で、適宜、被告人が出頭するなどしてそれまでの進捗状況等について確認する期日が設けられることがあるが、そのような機会に、参加人の傍聴を認めることが可能な場合がある。

(3) 参加人が後に意見陳述を行う可能性がある場合について

(ア) 意見陳述への影響を重視する考え方

- 参加人が、公判前整理手続を傍聴した上で、その内容を前提に意見を述べることは法律上予定されておらず、公判前整理手続における被告人側の暫定的な主張や、弁護人が弁護方針として、被告人の責任能力について争う可能性を示唆したことなどを捉え、被告人には反省や謝罪の気持ちがないなどと意見陳述で述べるなど、手続上許された訴訟行為につき誤った認識を前提に意見を述べる可能性がある。そのような場合、たとえ裁判官が説明したとしても、裁判員への事実上の影響は大きいことからすると、後に行う意見陳述への影響は避けるべきである。

(イ) 意見陳述への影響はそれほど重視すべきでないとする考え方

- 事実認定の前提となる証人の場合と異なり、あくまで量刑上の事項に関する参加人の意見であるから、影響があるとしてもその影響の程度はそれほど大きいとはいえない。したがって、参加人が後に意見陳述を行うことのみを理由として傍聴を認めないとするまでの必要はない。

3 傍聴を認める場合の運用について

最後に、仮に傍聴を認めると考える場合に、運用上具体的に問題となり得る点について議論を行い、以下のような意見が出された。

(1) 参加弁護士のみ傍聴について

- 参加人本人の傍聴を認めることが相当でない期日について、代わりに参加弁護士の傍聴を認めることができるかについては、①固有権を持つ弁護人と異なり、参加弁護士は参加人本人と離れて独自の権利を持つ立場になく、参加弁護士に対し、公判前整理手続で見聞きしたことを参加人に伝えないことを条件に傍聴を認めることは、参加人と参加弁護士の委託の趣旨に反すると考えられること、②証拠等の全体を把握している検察官と異なり、参加弁護士において参加人に伝えるべき情報とそうでない情報を適切に取捨選択するこ

とは困難であることなどからすると、参加人本人に傍聴が認められない期日に、代わりに参加弁護士の傍聴を認めることは相当でない。

○ 参加人本人の傍聴が認められる期日については、

㍿ 認め得るとする考え方

○ 参加人本人の傍聴が認められる期日について、参加弁護士のみの傍聴を認めることについては、それが参加人の心情への配慮になるのであれば問題ない。

㍿ 認めるのは相当でないとする考え方

○ 本来、参加人が直接見聞きすることが参加人の心情に配慮することにつながるはずであるから、参加弁護士が参加人の付添として来る場合や、傍聴を予定していた参加人が急遽事情により傍聴に来られなくなったような例外的な場合を除き、原則として、参加弁護士のみの傍聴を認めることは、傍聴を認める趣旨に沿わず相当でない。

(2) 傍聴を認める場合の留意点等について

○ 傍聴を認める場合、参加人に対し、予め以下のような条件を伝えておくべきである。

①原則として参加人の発言は認められないこと（原則として「傍聴」の範囲を超える運用は相当でないため）

②公判前整理手続で知り得た情報については口外しないこと（非公開で行った手続であるため（第1回公判前の訴訟記録の非公開を定める刑訴法47条参照））

③公判前整理手続で見聞きしたことが証拠になるものではないこと

④条件に従わない場合、それ以降の傍聴許可を取り消す場合があること

○ 被害者参加制度は、参加の申出も含め基本的に検察官を通じて行われるものであることから、傍聴の申出やそれに対する裁判所の対応も、基本的には、検察官を通じて行うべきである。

以 上

平成27年度特別研究会4
(訴訟運営における犯罪被害者への配慮の在り方等)

共同研究
「被害者匿名事案について」

結果概要

平成27年10月
司法研修所

司法研修所では、平成27年度特別研究会4（訴訟運営における犯罪被害者への配慮の在り方等）を平成27年7月10日に実施した。

本資料は、同日に行われた共同研究「被害者匿名事案について」における内容を取りまとめたものである。

被害者匿名事案について

1 起訴状関係

(1) 再被害のおそれ

<設例1>

強制わいせつの事案につき、「〇市〇町〇番地〇所在の〇〇ビルのエレベーター内において、被害女性（当時15歳）に対し～」とする起訴があった。検察官は、被害者の実名を記載しない理由について、被害者が15歳と年少であり、被害者の母親（親権者）が匿名を強く希望しているとする上申書を提出している。

- ① 被害者の実名を記載しない理由について検察官に釈明したところ、検察官は、法律上、訴因は「できる限り」特定しなければならないとされるのみ（256条3項）で、必ずしも実名を記載する必要はないと主張し、それ以外に特段の主張をしなかった。この検察官の主張についてどのように考えるか。
- ② 被害者の実名を記載しない理由について検察官に釈明したところ、検察官は、本件はエレベーターの中に被害者一人しかいなかった事案であり、被害者は特定されているから、再被害のおそれはそもそも不要であると主張した。この検察官の主張についてどのように考えるか。
- ③ 被害者が年少の場合とそうでない場合で異なるか。
- ④ 本件が脅迫の事案であった場合はどうか。

ア ①について

- 刑訴法256条3項には、特定の方法として、「日時、場所、方法」があげられているが、被害者を構成要件とする罪については、被害者が誰であるかは犯罪の客体（又は犯罪の結果）として犯罪を構成する要素であるから、特定が必要である。
- その特定の方法として、被害者の実名による特定が法律上求められているか否かについては、以下の2つの考え方があるが、いずれにしても、被害者の実名が判明している以上、原則として、被害者を実名で特定して起訴状に

記載する必要がある。

(ア) 法律上、実名が分かっている限りは実名を記載することが求められているとの考え方

- ・ 捜査を尽くしたが被害者の実名が判明しない場合と、捜査機関には実名が分かっているのに記載しないという場合では異なる。刑訴法256条3項の「できる限り」とは、立法の経緯等からして「実名が分かっている限りは実名で」という意味を含むものであり、捜査機関に実名が判明している場合には実名を記載することが法律上求められている。

(イ) 法律上の要請とまでいえないが、実名による特定が原則であるとする考え方

- ・ ①実名が人を特定するのに最も簡明かつ確実な方法であり、社会生活上も用いられている特定方法であること、②法律上、例えば、証人請求の場合等、原則として人を実名で特定し、実名について特別扱いをしていること、③被害者と証拠の結びつきを明らかにするという観点からも実名による特定が原則というべきであることなどから、これまで原則として氏名によって特定してきたものであり、氏名が分かっている場合は、原則として氏名によって特定すべきである。
- ・ 実名が記載されないと、除斥等の判断や、裁判員裁判の場合には裁判員との利害関係の確認もできなくなるという問題もある。

○ このように、被害者の実名が判明している以上、原則として、被害者を実名で特定して起訴状に記載する必要がある。そして、起訴状の記載は、被告人の（抽象的）防御権の前提となるものである以上、この原則を運用で緩めるためには一定の合理的根拠が必要であり、それは、実名を記載することによる具体的な弊害がある場合である。すなわち、被害者に再被害のおそれが生じると認められる場合には、被害者が再被害を受けるのを避けるため、例外的取扱いとして実名以外による表記を認めることができる。

イ ②について

(ア) 特定の観点から問題があるとする考え方

○ 実際に犯行現場にいた被害者は一人であるとの検察官の主張を前提に特定していると考え、これから証明しようとする事実による特定ということになるが、その事実が立証されて初めて特定の要件を満たしていることが確認できるということになり、不相当である。

○ 刑罰権が一つということは特定されても、起訴状の記載から被害の対象が特定されていないと、当初は被害者をAとして起訴していたのが途中でBに変わっても事実の記載が変わらず、被害者の入れ替えができてしまうことになり相当でない。一人しかいないから自ずと特定できていることにはならない。

(イ) 特定の点での問題は生じないとする考え方

○ 被害者の実名が不詳の場合は実名を記載しなくてもよいことからすれば、被害者の実名の記載がないからといって特定していないということにはならない。

○ 実名で記載した場合でも同姓同名が存在し得るが、その有無の確認はいちいちしていない。また、起訴状に記載しなくても、審理の最後まで誰であるか特定されないわけではない。これらの点からすると、起訴状という審理の最初の段階で実名を記載しないからといって特定していないということにはならない。

ウ ③について

○ 被害者が年少であるというだけでは、上記の再被害のおそれを認めることができず、例外的取扱いを認める根拠がないから、当該起訴を認めることはできない。

エ ④について

○ 再被害のおそれが認められる場合であれば、対象犯罪は必ずしも性犯罪に限るものではない。

(2) 氏名以外の表記が認められる場合について

<設例2>

設例 1 で、検察官に匿名起訴の必要性について釈明したところ、被告人と被害者の生活エリアが近く、実名が知られると、被告人が被害者の住所や通学先等を割り出すことが可能であるとの事情が追加された。この場合、匿名起訴を認めることはできるか。インターネットで被害者の実名を検索することで、被害者の通学先や活動サークル等の情報が特定されるおそれがある旨主張する場合はどうか。

- 前段・後段いずれも、被害者への接触が容易であることを示す客観的な事情であるところ、このような客観的事情のみでは再被害のおそれがあるとはいえず、被告人が実際に被害者への接触を試みようとすることをうかがわせる何らかの事情（被告人側の主観的事情）も必要である。
- もっとも、被害者情報の入手が容易であるとの事情は、再被害のおそれを推知する一事情にはなり得る。

(3) 実名に代わる表記について（再被害のおそれが認められる前提での検討）

<設例 3>

条例違反（痴漢）事件につき、「〇〇の電車〇号車に乗客として乗車していた被害女性（当時 11 歳）」とする場合、再被害のおそれは認められるとして、実名にかわる被害者の表記として相当か。検察官が、当該車両には 11 歳の乗客は被害者一人しかおらず、被告人自身も、当該車両には小学生程度の女子は被害女性しかいなかった旨述べていると主張する場合はどうか。

- 前段、後段とも、できる限り特定したといえず不相当である。
- 検察官の主張や被告人の捜査段階における供述を前提とすれば被害者が一人に特定されるとしても、上記のとおり、それは審理の結果立証される事実であり、起訴状の記載自体から識別できる必要があるから、本件の記載は不相当である。

<設例 4>

行きずりの路上強姦事件で、再被害のおそれは認められるとした場合、①

「自転車／徒歩で通行中の被害女性」とする場合、②これに被害者の身長、又は被害者の服装が加わった場合、それぞれ、実名にかわる被害者の表記として相当か。

- 設例3と同様、できる限り特定したといえず不相当ではないか。
- ①は、仮に、自転車、又は徒歩で当該地点を通行中であつた被害者は一人しかいない旨検察官が主張したとしても、設例3と同様、そのような事実を前提とすることはできない。
- ②は、被害者の身長や被害者の服装が加わったとしても、それだけでできる限り特定できているとはいえないし、これらの事情は可變的な事情であり、後に既判力の範囲等が問題となったときに、その範囲を確定するのに支障があることから、これらの要素が加わったとしても同様に不相当である。

<設例5>

インターネット上で知り合った女性に対する強姦事件で、再被害のおそれは認められる場合、①「〇〇（注：インターネット上のハンドルネーム）こと被害女性」との記載、②「当時〇〇@〇〇のメールアドレスを使用していた女性」との記載は、それぞれ、実名にかわる被害者の表記として相当か。

(ア) 許容的な考え方

- ①②ともに、基本的に犯行時点において当該ハンドルネームやメールアドレスを使用していた人物は一人のはずであり、できる限り特定したといえる。
- ①については、ハンドルネームに加えて（当該サイトにおける）ID等を加えるべきである。
- これらの事情を不可とすると起訴できないという事件もあり得るため、それは配慮してもよい。

(イ) 否定的な考え方

- メールアドレス等は、複数の人物で共有している場合があり得る。
- これらの要素は社会的に使われていない要素であるため、防御の観点から

問題がある。これまでは、被害者が一人に特定され、識別の点で問題がなければ、一般的な防御の観点からも問題がないと考えてきたが、これまでと異なる記載を考えていく以上、それとは別の観点からの検討が必要。社会生活で使われていない情報による特定では、現実の人物との結びつきが実名の場合よりも低く、例え被告人はサイト上でその名前でやりとりしていたとしても、その人物と当該被害者の同一性が分からず、あるいは、サイト上でのやりとり自体に争いがある場合もあり得るため、これらの表記を認めると、被告人側の防御は一般的にしづらくなることは明らかで、被告人に不利益が生じ得る。

- これらの要素は永続性のない要素であるため、防御の観点や既判力の観点から問題がある。実名も時間の経過により変わる可能性はあるが、戸籍等がある実名とは違い、メールアドレスやハンドルネームのように頻繁かつ容易に変更され得る要素による特定では、防御上も、後に既判力等が問題となった場合にも、問題が大きい。
- 特定できてさえいれば表記として相当ということではない。例えば、DNA型等による表記の場合、特定は完璧にできていることになるが、高度のプライバシー情報による特定という点で別の問題があるはずである。

<設例6>

レストランで見かけた女性店員に対し、同店から出て帰宅途中の被害者に声をかけ、わいせつ行為を行った強制わいせつ事件で、再被害のおそれは認められる場合、「イトウ性の女性（当時〇歳。当時〇〇株式会社〇〇〇店に勤務していた者）」との記載は、実名にかわる被害者の表記として相当か。

(ア) 許容的な考え方

- イトウ姓の女性が当該店舗に一人しかいなければできるだけ限り特定したといえる。被告人が店舗で見かけた被害者の名札から、被害者がイトウ姓であることを知っている事案については、このような表記を用いることが有効な場合がある。

(イ) 否定的な考え方

- 店舗にイトウ姓が一人しかいないかどうか起訴状自体から明らかでなく、この表記ではできる限り特定しているとはいえない。

<設例7>

侵入強姦事案で、再被害のおそれは認められる場合、「〇市〇町〇番地〇〇マンション〇号室において、当時同室に単身居住していた被害女性（当時〇歳）」との記載は、実名にかわる被害者の表記として相当か。

(ア) 許容的な考え方

- 特定の要素として、氏名＋年齢でなく、住居＋年齢を用いたにすぎず、特段の問題はない。
- 生年月日を付加すれば、実名の場合と同程度に特定できているといえ、問題はない。

(イ) 否定的な考え方

- 証明すべき事実（被害者が〇〇に当時単身で居住していたという事実）が明らかになって初めて、被害者が特定されるという点で問題があるのではないか。

<設例8>

行きずりの強姦事件で、再被害のおそれが認められる場合、「〇〇（実名）の長女（当時10歳）」との記載は、実名にかわる被害者の表記として相当か。

- 特定の程度は実名の場合とほぼ同じであり、また、「〇〇の長女」という要素は、可変的な事情でもなく、後にこの表記から被害者を特定することは十分に可能であるし、社会的にも（特に未成年の者については）一般的に用いられている特定の要素であることなどから、表記としては相当である。
- 被害者の表記について、①識別性の程度、②防御権、③再被害のおそれという観点から考えているとすると、①の識別性が高く、②の防御権の点でも問題

がなければ、それらとの相関関係で、③を多少緩やかに考えることができる。そうすると、本件の表記も、識別の点でも防御の観点でも問題が少ないから、再被害のおそれについて多少緩やかに認めることができるのではないか。

＜表記方法を検討する場合の考慮要素全体を通して＞

- 全体として、実名以外の表記を認める場合、その表記方法については、①起訴状の記載としてできる限り特定されているか、②社会生活上用いられている要素か、すなわち、現実の人物との結びつきの要素が強く、十分な防御が可能な要素か、③後に既判力や一事不再理等の範囲が問題となった場合にも事実を特定できるような、永続的な要素か、④被告人が知っている事情は何か、などの事情から考えるべきである。

2 審理・判決段階

(1) 実名以外の表記が認められない場合について

＜設例 9＞

実名以外の表記で起訴がなされた事案について、当事者への釈明や検討の結果、裁判所としては、起訴状の補正の必要があると判断し、検察官に補正を促したものの、検察官が補正に応じなかった。①被害者の記載から事実が特定しているといえない場合、②再被害のおそれが認められないのに実名以外の特定方法がとられている場合について、裁判所はそれぞれどのように対応すべきか。

- 刑訴法上の「できる限り」の要件を満たさず、原則としては公訴棄却になるはずである。
- ②について、「〇〇の長女〇〇（当時〇〇歳）」のような高度特定情報によって特定されている場合にまで公訴棄却しなければならないのかという問題はある。

(2) 防御上の支障について

＜設例 10＞

電車内の条例違反（痴漢）事件で、「〇〇の長女（当時〇歳）」として起訴があった。裁判所としては、検察官の疎明等から、再被害のおそれが認められ、裁判所として実名以外の方法による記載を認めるべきと考えたが、弁護人は、被告人が、従前知人から、同じ電車内で女性から痴漢被害を訴えて騒がれ、後に金銭の支払を強要されたと聞いたことがあり、自分も同様のことに巻き込まれたものであると主張しているため、被害者の実名を前提に被告人と打合せをする必要がある旨主張している。この場合、裁判所はどのように対応すべきか。

- 被害者が虚偽を述べて被告人を陥れているのか否か、少なくとも弁護人において調査し、被害者の供述の信用性を判断する必要がある。したがって、弁護人にも知らされていないのであれば、弁護人には被害者の実名を知らせる必要がある。
- 更に被告人自身にも知らせる必要があるか否かについては、一般的に、被告人にとって既知の人物か否かは防御上重要な事実であり、被告人自身、既知の人物か否かに関して直接確認したいと述べる場合、具体的な事情によっては、被告人本人にも知らせる必要がある場合があり得るのではないか。

3 判決書の在り方について

<設例 1 1 >

起訴状における実名以外の記載を認めて審理を行った場合、判決書において被害者をどのように記載すべきか。

(ア) 基本的に実名を記載すべきとの意見

- 実名以外の方法で被害者を記載した場合、後に既判力や一事不再理等が問題となった場合や、再審の場合等に問題が生じ得る。既判力や一事不再理の範囲を示す判決書にそのような疑義が生じうる記載方法をとることは相当でないことから、起訴状の記載について実名以外の表記を認めた場合でも、証拠上被害者の実名が明らかとなった以上、判決書においても被害者を実名で特定して記載すべきである。

- 証拠上被害者の実名が出てこない可能性については、起訴状に実名を記載しないのは、被告人に送達される起訴状の記載について、被害者保護のための法の手当てがないことからやむを得ず例外的措置をとっているものであり、審理の問題とは別である。審理としては、証拠上被害者の実名も明らかにされ、それらの証拠で心証をとって判断をするのが本来の審理の在り方であり、実名で審理をした以上は判決書にも実名を記載すべきである。
 - 判決書に実名を記載した場合の被害者の保護については、他の手段によって講じるべきである。東京地裁では、実名以外の表記を認めて審理を行った事案で判決書に被害者の実名を記載した場合、判決書謄本の請求があった場合には、弁護士等の同意を得て、又は、同意が得られない場合には権利濫用を理由に、判決書抄本を交付するという運用をしている。
- (イ) 起訴状と同様の記載をすれば足りるとする意見
- 起訴状で実名以外の表記を認めた以上、特定はできているはずであり、判決書もこれと同じ記載で足りるはずである。実際、検察官からそのような意見が出されることがある。
 - 証拠上、必ずしも被害者の実名が明らかになるという保障はない。

3 令状段階

<設例12>

1週間前に起きた路上強制わいせつ事件で、目撃証言や被害者の供述等から被疑者が浮かび上がった。本件被害者（21歳）は、犯人に心当たりはなく、いきなり後ろから男が来て押し倒され、本件被害にあった旨述べている。

本件の逮捕状請求書（通常逮捕）には、被害者の実名が記載されておらず、捜査機関は、その理由として、被害者が匿名を強く望んでいることを主張している。本件逮捕状に実名を記載しないで発付すべきか。

捜査機関は、令状段階では、起訴状における「できる限り」（刑訴法256条3項）のような規定がなく、「被疑事実の要旨」（刑訴法200条1項、207条1項、64条1項）で足りるとされているから、被害者の実名の記載は

そもそも必要ない旨主張しているが、これについてどのように考えるか。

- 令状段階における被疑事実は、被疑者にとって防御の対象となる重要な事実であることから、起訴状における公訴事実の記載と同様、基本的には、被害者がいる事案については被害者の特定が必要である。特定にあたっては、法令上及び社会生活上通常用いられ、かつ、最も明確な方法である、実名によるのが原則である。その例外的取扱いを認めるためには合理的理由が必要であり、具体的には、再被害のおそれが必要である。この考え方自体について、起訴段階と捜査段階で異なる。したがって、被害者の希望というのみでは実名以外の表記を認める理由とはならない。
- もっとも、再被害のおそれに関する疎明の程度については、捜査の初期の段階では、被害者と被疑者の関係や、事件の経緯等について詳細な裏付け捜査が遂げられておらず事情が不明な点が多く、後に再被害のおそれが明らかになった場合、既に実名を記載してしまっていると取り返しがつかないことから、起訴状段階と比べると、緩やかに解することができる。
- 起訴段階に比べて令状段階では、緩やかな疎明の程度で認める場合、捜査機関から被害者に対し、令状段階で実名以外の表記を認めたからといって、ただちに起訴状にも同様の表記が認められるわけではないことについて、予め十分に説明がなされているべきである。

<設例 13>

捜査機関が、①被疑者と被害者の生活エリアが近いこと、②実名をインターネットで検索すれば被害者が通学する大学等が特定できる可能性があり、接触が容易となること、③被疑者が犯行時に携帯で写真をとっており、これを携帯のクラウド上等に保存している可能性があることを理由に、実名を記載しない逮捕状の請求をしてきた場合、認めることはできるか。④被害者が、以前に一度、本件の被疑者かどうかは分からないが男につけられている気がしたことがあると述べている場合はどうか。

(ア) 許容的な考え方

- 捜査段階においては、後に捜査の進展によって、被疑者が被害者を従前からつけ狙っていたなどの事情が明らかになる可能性もあり、そのような事情が後から明らかとなった場合、本件①～③のような事情があると、被疑者が容易に被害者に接触できることになるし、④も、被疑者が被害者をつけ狙っていた可能性があるといえる事情であるから、それらの事実の有無が明らかになるまでは実名以外の表記を認めるべきである

(イ) 否定的な考え方

- ①～③の事情があったとしても、必ずしも被疑者が被害者への接触を試みるとまではいえず、④も、つけていた男が被疑者であることをうかがわせる事情が付け加わらない限り、ただちに再被害のおそれを認める理由とはならない。

<設例 1 4>

設例 1 3 について、その後の勾留請求につき、勾留質問の際に被疑者は、本件犯行を認めて申し訳ない旨述べた上、たまたま路上で可愛い女性（本件被害者）を見かけて犯行に及んだものである旨述べている場合、実名以外の表記による勾留状を発付すべきか。既に被疑者方の捜索を行ったが、つけ狙うなどの事情が特に出てきていない場合とまだ被疑者方の捜索が行われていない場合で異なるか。

(ア) 許容的な考え方

- 今後裏付け捜査を進めるうちに、被疑者が被害者をつけ狙っていたとの事情が明らかになる可能性は十分あるところ、被害者の名を一度被疑者に知らせてしまった場合、後に再被害のおそれがあることが明らかになっても取り返しがつかないことから、そのような事態を防ぐため、この段階では実名以外の表記を認めるべきである。
- 特に、被疑者方の捜索すら行われていない場合、まだ重要な捜査がほとんど行われておらず、被疑者が被害者をつけ狙っていたとの事情が今後出てくる可能性が相当程度あるため、実名以外の表記を認めるべきである。

(イ) 否定的な考え方

- 再被害のおそれに関する具体的な疎明が何らなく、このような事例で実名以外の表記を認めると、実質的には多くの事案で認めることになる（いわば原則例外が逆転してしまう）ことから、実名以外の表記を認めることは相当でない。

以 上